

## 史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画[概要版]

### 1 保存管理計画策定の目的

戦国時代の攻城戦を知る貴重な遺跡として史跡指定を受けた「三木城跡及び付城跡・土塁」を、適切に保存・管理し、次世代に継承していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準を定める。

### 2 保存管理方針

史跡「三木城跡及び付城跡・土塁」は複数の遺跡で構成し、それぞれ遺跡の保存状況や立地状況も一様でないため、史跡の本質的価値（注）を明確にし、次の保存管理方針を定める。また、遺構の特性や現状、土地利用から「三木城跡地区」と「付城跡・土塁地区」の2地区に区分し、それぞれの保存管理方針を定める。

（注）三木合戦の状況を具体的に知る事ができる城に残された曲輪や土塁、堀などの遺構

#### （1）史跡の本質的価値

- ①本史跡は三木合戦の舞台となった遺跡群で、三木合戦の状況を具体的に知る事ができる。
- ②三木合戦は、羽柴秀吉が行った包囲網戦の初期の事例で、付城跡・土塁の配置や形状等から当時の合戦のあり方や展開を知ることができる。
- ③三木城跡には別所氏時代の遺構が良好に遺存し、領主城館のあり方などを知る上で貴重である。
- ④三木城跡は美囊川や丘陵など自然地形を利用しながら、土塁や堀等の城郭遺構を有する中世城郭の特徴を持つ。
- ⑤三木合戦ののち、羽柴秀吉の復興策で商工業が再生し、今日のまちの発展につながっている。

#### （2）保存管理方針

- ①現在の利用状況との整合を図りながら、城郭遺構の適切な保存管理を行う。
- ②調査を継続的に実施し、三木城跡や付城、土塁の全体像を明らかにし、遺構の保存を図る。
- ③史跡の本質的価値を損なう諸要素を取り払い、史跡が本来持つ価値を明確にする。また、遺構の風化や劣化を防ぐ。
- ④確実な史跡の保護や保存を図るため、史跡内の民有地等の公有化を進める。

- ⑤三木城跡及び付城跡・土塁の自然環境の適正な保存管理を行うとともに、眺望、景観を確保しながら植生の管理を行う。
- ⑥三木城跡を囲む織田方の付城跡や土塁が良好な状態で遺存し、三木合戦の状況を伝える遺跡や環境が残されていることから、周辺的环境保全にも注意を払う。
- ⑦市民参加のもと関係機関と連携しながら、円滑に史跡の保存管理を進めていく体制づくりを行う。

### (3) 各地区の保存管理方針

#### ①三木城跡地区

混在する諸施設の整理と植生管理を行い、三木城跡の本来の姿を分かりやすくし、適切な保存管理を図る。

- ・三木城本丸跡、二の丸跡

伝天守台や井戸をはじめ地下遺構の保存を図るとともに、当面地上は地域の憩いの場として活用する。史跡と無関係の施設等については、原則移転又は撤去とするが、歴史的・文化的に存在意義のあるもの等は除く。

さらに、未指定部分の追加指定を進める。また、土地所有者の理解を得て民有地の公有化を進める。

- ・鷹尾山城跡

土塁、空堀、土橋状遺構及び地下遺構の保存を図る。公有化については、必要に応じて協議・調整を図る。

#### ②付城跡・土塁地区

平井山ノ上付城跡（秀吉本陣跡）、法界寺山ノ上付城跡、高木大塚城跡などの遺跡については、定期的な下草刈りや下枝払い、除伐を行い、市内外の方々の見学などに活用しながら適切な保存管理を図る。

- ・付城跡

土塁、堀、櫓台、虎口（出入り口）等や地下遺構の保存を図る。遊歩道（散策路）や説明板を設ける。土地所有者の協力を得て公有化を図る。また、未指定部分の追加指定を進める。

- ・土塁

緑地として土塁や地下遺構の保存を図り、樹木等の適正な管理を行う。

### 3 現状変更等の取扱い方針

史跡指定地内において現状を変更し、または、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法第125条により文化庁長官の許可を得

る必要がある。

また、同法第168条の規定に基づき、国の機関による現状変更等の場合は、文化庁長官の同意を求める必要がある。

なお、現状変更のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項により三木市教育委員会が許可の事務を行う。

#### 4 整備・活用の基本方針

史跡の整備・活用の基本的な考え方及び方向性を次の通りとする。

##### (1) 整備・活用の基本的な考え方

- ① 史跡の本質的価値を保全しつつ、歴史的価値の理解を深めてもらうための整備・活用を行う。
- ② 市民にとって親しみが持てる憩いの場として整備・活用を行う。
- ③ 地域づくりや歴史を学ぶ場として保存と整備を行う。
- ④ 地域の商業・観光資源と連携した整備を行う。

##### (2) 整備・活用の方向性

- ① 史跡の現状保存を前提に、三木合戦が体感できるよう整備・活用を行い、史跡の価値を全国に発信する。
- ② 史跡を次世代へと確実に継承し、市民にとって親しみが持てる憩いの場として整備・活用を行う。

##### (3) 整備計画

史跡間の動線などを考慮しつつ三木城跡周辺ゾーンと付城跡・土塁ゾーンに区別し、それぞれの整備の基本的な考え方と、各地区を構成する遺跡ごとの整備の方向性を示す。

なお、整備は本計画に基づいた計画のもと実施する。

###### ① 三木城跡周辺ゾーン

史跡の総合案内拠点地区として既存施設の活用を図る。また説明板の充実を図るとともに、調査成果をもとに遺構の復元や平面表示を図る。

###### ② 付城跡・土塁ゾーン

三木城跡を中心として東側ゾーン、北側ゾーン、西側ゾーン、南側ゾーンに分類し拠点史跡を選定する。平井山ノ上付城跡（秀吉本陣跡）は東側ゾーンの拠点史跡であるとともに三木合戦における攻め手側の案内拠点として整備を図る。這田村法界寺付城跡（西側）、小林八幡神社付城跡（南側）についても、拠点として案内看板等の整備を図る。

## 5 史跡の管理及び運営体制の基本方針

- (1) 史跡の保存管理については三木市が管理団体となり、三木市教育委員会が所管し、適切な保存管理を行うための体制づくりを進める。
- (2) 継続的な史跡の調査や保存管理、整備活用を図るため、地元地域や市民と協働して市民参加の管理運営を進めていく。
- (3) 各種関連法令等との整合を図り、市内の関係部署と横断的な連携を行い協力体制の強化を図りながら、史跡の管理運営を行う。

## 6 今後の課題

### (1) 未指定地の課題

- ① 今回指定を受けた遺跡は、指定を受けて保護を図る三木合戦関連遺跡の一部であり、残る未指定の付城跡や土塁の指定に向けた継続的な取組や、指定地の三木城跡や付城跡においても、未指定部分の追加指定に向けた継続的な取組みが必要である。
- ② 未指定地の付城跡や土塁について、今後の開発等による破壊が危惧されるため、文化財保護法に基づき保存を前提とした積極的な取扱い協議を開発事業計画者を行うとともに、先行取得も視野に入れた保護を図る必要がある。

### (2) 保存管理上の課題

史跡の見学や学習で多くの人が立ち入ることで、本質的価値である遺構や地形の保存状態の変化が危惧されるため、定期的に保存状態を調査し、復元的補修に資する資料の蓄積が必要である。

### (3) 継続した調査研究

史跡の活用や整備の推進と未指定地の指定範囲を決定する上で、現状把握や計画的な発掘調査、これまでの調査成果の整理、史料調査など学術的な調査研究を継続的に進める必要がある。

### (4) 史跡整備上の課題

整備は、本計画に基づき実施することとする。

しかしながら、史跡は、複数の遺跡で構成されており、それぞれの遺跡の特徴を活かした整備を考える必要があるため、学術調査や研究をもとに、中長期の史跡整備計画を策定することが必要である。